

神奈川県水道法施行細則の運用について

昭和 55 年 6 月 2 日環衛第 123 号衛生部長通知

一部改正 平成 25 年 3 月 28 日環衛第 414 号生活衛生部長通知

一部改正 令和 4 年 2 月 28 日生衛第 2832 号生活衛生部長通知

一部改正 令和 6 年 3 月 25 日生衛第 3567 号生活衛生部長通知

昭和 55 年 4 月 1 日から施行された神奈川県水道法施行細則（昭和 55 年 3 月 31 日神奈川県規則第 40 号）の運用にあたっては、次の事項に留意のうえ遺憾のないよう指導及び運用されたく通知します。

1 第 1 条関係（事務の委任）

この条は、保健福祉事務所に委任した事務を記載したものであること。

2 第 2 条関係（事業経営認可申請書）

(1) 水道（水道用水供給）事業を經營しようとするときに、水道（水道用水供給）事業経営認可申請書（第 1 号様式）により事前に申請を行うものであること。

(2) (1) に添付する書類は、「水道事業等の認可等の手引き」（令和元年 9 月厚生労働省医薬・生活衛生局水道課。以下「手引き」という。）のとおりであること。

なお、認可の申請事項の概要を記載したのものとして作成した水道台帳（簡易水道事業を除く）を併せて 3 部提出するものとする。

3 第 3 条関係（事業経営認可申請書記載事項変更届）

水道（水道用水供給）事業者の主たる事務所の所在地、事業者の名称（代表者の氏名を含む）、水道事務所の所在地に変更を生じたときに、水道（水道用水供給）事業経営認可申請書記載事項変更届（第 2 号様式）により速やかに届出を行うものであること。

4 第 4 条関係（事業変更認可申請書）

(1) 水道（水道用水供給）事業の内容を変更しようとするときに、水道（水道用水供給）事業変更認可申請書（第 3 号様式）により事前に申請を行うものであること。

なお、当該申請が必要な場合は、次の変更であること。

ア 給水区域の拡張

イ 給水人口（水道用水供給事業の場合は給水対象）又は給水量の増加

ウ 水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更

※変更が軽微なもの、事業の全部の譲り受けに伴うものを除く。（詳細については、手引きを参照すること。）

(2) (1) に添付する書類は、手引きのとおりであること。

なお、変更内容を踏まえて更新した水道台帳（簡易水道事業を除く）を併せて 3 部提出するものとする。

5 第5条関係（事業変更届）

（1）水道（水道用水供給）事業の内容を変更しようとするときに、水道（水道用水供給）事業変更届（第4号様式）により、事前に届出を行うものであること。

なお、当該届出が必要な場合は、事業変更認可申請が必要な場合のうち次に該当するものであること。

ア 変更が軽微なもの

イ 事業の全部の譲り受けに伴うもの

（詳細については、手引きを参照すること。）

（2）（1）に添付する書類は、手引きのとおりであること。

なお、変更内容を踏まえて更新した水道台帳（簡易水道事業を除く）を併せて3部提出するものとする。

6 第6条関係（休止又は廃止の許可申請書）

（1）水道（水道用水供給）事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときに、水道（水道用水供給）事業休止（廃止）許可申請書（第5号様式）により、事前に申請を行うものであること。

（2）（1）に添付する書類は、手引きのとおりであること。

7 第7条関係（事業廃止届）

水道（水道用水供給）事業の全部を他の水道（水道用水供給）事業を行う水道（水道用水供給）事業者譲り渡すことにより、その水道（水道用水供給）事業の全部を廃止しようとするときに、水道（水道用水供給）事業廃止届（第6号様式）により、事前に届出を行うものであること。

8 第8条関係（布設工事監督者設置等の報告）

布設工事監督者設置報告書（第7号様式）又は布設工事監督者変更報告書（第8号様式）には、布設工事監督者の該当資格要件の根拠となる学歴及び水道に関する技術上の実務経験について記載すること。

なお、資格要件を証明するための書類確認は、報告書の受付にあたっては要しないものとし、立入検査時等に必要に応じて行うものとする。

※資格要件を確認するための書類の例

- ・卒業証書又は卒業証明書等
- ・水道に関する技術上の実務年数が記載された履歴書等
- ・技術士登録証明書

9 第9条関係（給水開始届）

（1）水道（水道用水供給）事業者又は専用水道設置者が配水施設以外の水道施設又は配水池を新設、増設又は改造した場合に、その施設を使用して給水を開始しようとするときに、給水開始届（第9号様式）により、事前に届出を行うものであること。

（2）（1）に添付する書類は、次のとおりであること。

- ・水質検査成績書の写し
- ・水道施設検査結果書（参考様式（別紙1））

10 第 10 条関係（料金変更届等）

（1）地方公共団体である水道事業者が料金を変更したときに、料金変更届（第 10 号様式）により、速やかに届出を行うものであること。

（2）（1）に添付する書類は、次のとおりであること。

- ・料金の算出根拠を記載した書類
- ・経常収支の概算を記載した書類

（3）地方公共団体以外の水道事業者が供給規定に定められた供給条件を変更（料金変更を含む）しようとするときに、供給条件変更認可申請書（第 11 号様式）により、事前に申請を行うものであること。

（4）（3）に添付する書類は、次のとおりであること。

- ・変更案を加えた供給規定
- ・総会の議決書の写し
- ・料金の算出根拠を記載した書類（料金変更の場合）
- ・経常収支の概算を記載した書類（料金変更の場合）

11 第 11 条関係（水道技術管理者設置等の報告）

水道技術管理者設置報告書（第 12 号様式）又は水道技術管理者変更報告書（第 13 号様式）には、水道技術管理者の該当資格要件の根拠となる学歴及び水道に関する技術上の実務経験について記載すること。

なお、資格要件を証明するための書類確認は、報告書の受付にあたっては要しないものとし、立入検査時等に必要に応じて行うものとする。

※資格要件を確認するための書類の例

- ・卒業証書又は卒業証明書等
- ・水道に関する技術上の実務年数が記載された履歴書等
- ・技術士登録証明書
- ・水道技術管理者資格取得講習会の修了証書

12 第 12 条関係（水質検査結果書等の提出）

水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対し衛生的な水道水の供給を確保し、適正な指導を行うため、すべての水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に水質検査結果書の提出を義務づけたものであること。

なお、水質検査月報を作成する際水質検査結果が水質基準に不適合であった場合には、その理由及びその措置について具体的に記入すること。

13 第 14 条関係（給水の緊急停止報告）

給水の緊急停止の措置を行った場合における報告義務を規定したものであること。

給水の緊急停止を行ったときは、直ちに給水緊急停止報告により行うものであるが、報告書が直ちに到達しないことが予想される場合には、時を移さず電話等により事前に状況を知らせることとし、また報告書の作成に当っては給水停止に至るまでの正確な状況を記載するものであること。

なお、給水開始は、法第 4 条の水質基準に適合することの確認をしてから行うものであること。

14 第 15 条関係（業務委託開始等の届出）

（1）水道（水道用水供給）事業者又は専用水道設置者が水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときに、業務委託開始届（第 17 号様式）により、遅滞なく届出を行うものであること。

（2）（1）に添付する書類は、次のとおりであること。

・委託契約書の写し

（3）（1）の委託に係る契約が効力を失ったときに、業務委託契約失効届（第 18 号様式）により、遅滞なく届出を行うものであること。

15 第 16 条関係（専用水道布設工事確認申請書）

（1）専用水道の布設工事をしようとするときに、専用水道布設工事確認申請書（第 19 号様式）により事前に申請を行うものであること。

（2）（1）に添付する書類は、「専用水道事務マニュアル」（平成 3 年 4 月 30 日付け環衛第 36 号環境衛生課長通知）のとおりであること。

16 第 17 条関係（確認申請書記載事項変更届）

専用水道設置者の住所、氏名、水道事務所の所在地に変更を生じたときに、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（第 20 号様式）により速やかに届出を行うものであること。

17 第 19 条・20 条・21 条関係（簡易専用水道に関する事項）

（1）この各条は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 39 条第 3 項を根拠とし、同項に規定される「簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるとき」の具体的な事項の一つとして定めたものであること。

（2）台帳は、次のとおりとする。また、設置届の施設情報は、衛生指導に資するためにその記載を求めているが、簡易専用水道は施設基準（法第 5 条）の適用がなく、施設情報を厳格に管理する必要性は少ないため、参考情報として取扱うこととする。

ア 台帳は、別紙 2 の簡易専用水道設置一覧表を参考に各保健福祉事務所で定めるものとし、所在地及び第 20 条各号に規定される事項（以下「台帳記載事項」という。）を管理する。

イ 設置届に記載された台帳記載事項以外の施設情報は、参考情報として保存する。その後、施設設備の変更に伴う記載内容が異なることが判明した場合（法第 34 条の 2 第 2 項に規定される国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は水道事業者からの情報時及び設置者からの相談時等）には、必要に応じ事実を確認したうえで適宜更新する。

留意点①： 従前の台帳を継続して使用する場合には、台帳記載事項と施設情報が併記されるため、台帳記載事項は変更届により、施設情報は前記イにより更新することに注意すること。また、将来的には台帳を電子データとすることが望ましいこと。

留意点②： 別紙の簡易専用水道設置一覧表に準じた一覧を台帳とする場合には、従前の台帳は参考情報として保存すること。

また、当該一覧に台帳記載事項以外の施設情報が含まれる場合には、留意点①と同様に取扱うこと。

留意点③： 施設情報を更新するための法第 39 条第 3 項（報告の徴収）の適用は、健康被害発生時や当該施設の指導時に正確な情報が必要となる場合等が考えられること。

別紙 1 水道施設検査結果書（参考様式）

別紙 2 簡易専用水道設置一覧表（台帳参考様式）

